

浜松市告示第 256-1 号

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 6 年浜松市条例第 17 号）第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定により撤去した自転車等を第 13 条第 1 項の規定により保管したので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 30 日

浜松市長 中野 祐介

記

- 1 撤去した場所
別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり
- 2 撤去した日
別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり
- 3 保管する期間
撤去した日から令和 8 年 10 月 30 日
- 4 保管及び返還を行う場所
浜松市中央区北寺島町 617-6 浜松市自転車等保管所
- 5 その他市長が必要があると認める事項
 - (1) 返還時に必要となるもの
 - ア 費用（自転車 2,040 円、原動機付自転車 3,050 円）
 - イ 保管自転車等引取通知書（送付された方のみ）
 - ウ 自転車等のカギ
 - エ 身分を証明できるもの
 - (2) 浜松市自転車等保管所の取り扱い日時及び電話番号
 - ア 取扱い日時
平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
 - イ 電話番号
053-458-7671
 - (3) 保管した自転車等
別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり
自転車 2 台

浜松市告示第 256-2 号

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 6 年浜松市条例第 17 号）第 12 条第 2 項の規定により撤去した自転車等を、第 14 条第 1 項の規定により保管したので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 30 日

浜松市長 中野 祐介

記

- 1 撤去した場所
別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり
- 2 撤去した日
別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり
- 3 保管する期間
撤去した日から令和 8 年 10 月 30 日
- 4 保管及び返還を行う場所
浜松市中央区北寺島町 6 1 7 - 6 浜松市自転車等保管所
- 5 その他市長が必要があると認める事項
 - (1) 返還時に必要となるもの
 - ア 保管自転車等引取通知書（送付された方のみ）
 - イ 自転車等のカギ
 - ウ 印鑑
 - エ 身分を証明できるもの
 - (2) 浜松市自転車等保管所の取り扱い日時及び電話番号
 - ア 取り扱い日時
平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
 - イ 電話番号
053-458-7671
 - (3) 保管した自転車等
別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり
自転車 3 台

